

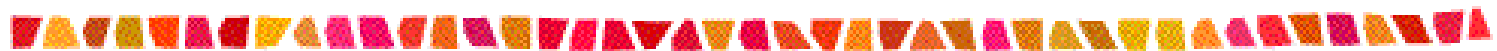
平成26年度 食品安全モニター会議

～食品安全モニターのみなさんへ～

食品安全モニターの活動について



食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課



食品安全モニター制度の趣旨

食品安全モニター制度の趣旨

食品安全委員会が、モニターの皆さんから

**1. リスク管理措置のモニタリングとして、
リスク管理機関(※)において講じられる
施策の実施状況についての報告**

※ 次ページ参照

**2. 食品安全委員会の活動（リスクコミュニケーション、リスク評価等）に関する改善
点についての提言**

**を受けることにより、食品の安全性の確保に
関する施策の推進を図ることが目的です。**



食品安全を守るしくみ（リスク分析）

食品安全委員会

リスク評価

- ・リスクの同定
- ・ADI、TDIの設定
- ・リスク管理施策の評価 等

科学的

中立公正

厚生労働省、農林水産省、消費者庁 等

リスク管理

- ・最大残留基準値（MRL）の設定
- ・規格・輸入基準の設定
- ・検査、サーベイランス、指導 等

科学的

政策的

ステーク
ホルダー

費用対効果

技術的可能性

リスクコミュニケーション

消費者、事業者など関係者全員が相互に
理解を深め、意見交換をする



リスク管理措置のモニタリング（監視）

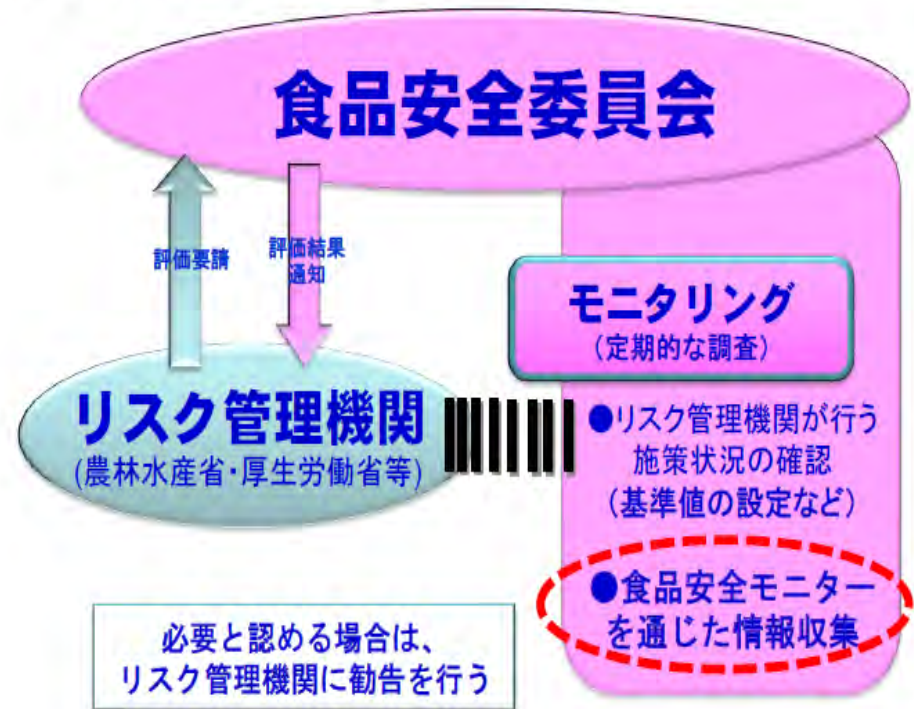
- ・食品安全委員会には、リスク管理機関が行うリスク管理措置をモニタリング（監視）する任務があります。

- ・具体的には、

- ① リスク管理機関に対する調査（施策実施状況調査）
- ② 食品安全モニターの皆様からの情報

によって、モニタリング（監視）を行っています。

■モニタリングの仕組み



食品安全基本法

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 前二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。



食品安全モニターの主な活動

食品安全モニターの主な活動①

課題報告（アンケート）への協力

※ 年2回程度を予定

随時報告（提出書式を使って）の提出

具体的には、

- ① リスク管理措置に関する課題・問題点の提言
 - ② 委員会が行うリスク評価の改善に関する提言
 - ③ 食品安全委員会等のリスクコミュニケーション（広報、意見交換会等）の改善に関する提言
- についてのレポート提出です。

食品安全に関する情報を周囲へ提供

- ・ 地域で活動されたり、企業でお勤めの場合や周囲の御近所さんとのお付き合いなど、それぞれの日常生活の中で周囲の方々への情報提供をお願いします。

食品に関する危害情報の通報

食品に関する危害情報を入手した場合等に、速やかに事務局に情報を提供してください。（様式等自由）

課題報告について

○課題報告とは・・・

課題報告とは、食品の安全性に関する意識等について、食品安全モニターの定点調査等を行うことを目的とした調査で、アンケート形式で実施します。

例年、年2回（8月頃と2月頃）行っています。
提出されれば、謝金の対象となります。

これまで実施した調査内容の例

- 食品の安全性に関する意識について
- 放射性物質を含む食品の健康に与える影響
- 肉の生食に関するリスク管理の状況（表示の実施状況）
- これまでの周囲への情報提供の実績 など

随時報告の書式

平成 年度
食品安全モニター
随時報告 提出書式

報告番号	受付日	備考

※事務局用。記入しないでください。

タイトル		
提言の種類 (○をつける)	☐ リスク評価（食品安全委員会） ☐ リスク管理（機関名：厚生労働省） ☐ リスクコミュニケーション（機関名： ） ☐ その他（ ）	
提言内容	1) 現状・実態や課題・問題点（事実） 【100～500字以内】 2) 1を踏まえた意見・提言 【200～500字以内】 	

提言内容が分かるようなタイトルを記載ください。

提言内容が該当する区分に○を付してください。

1. 現状・実態や課題・問題点

- ・認識だけ（「～と思う」等）書くのではなく、新聞報道、公的機関の公表資料等による正確な事実関係を基に書いてください。
- ・現状等を踏まえ、何を課題、問題と思ったかを書いて下さい。

2. 意見・提言

- 1を踏まえ、具体的な改善すべきご提言をお書きください。

○新聞記事等の引用についての注意

他人の著作、記事のコピーだけや、引用が大部分を占めている内容の随時報告については、その元となる著作物の著作権との関連もあり、受付できないこともあります。引用される際は、引用箇所を明記頂きますようお願いいたします。



具体的なご指摘を

例えば「資料（説明）が分かりにくい」というご指摘である場合、どの表現（いつの説明）が分かりにくいのか、どのように改善すべきか等を具体的に
にご指摘頂けますと、担当者もより対応がしやすくなります。

現在の制度等のご確認を

制度の改善等のご提案の場合は、できる範囲で結構ですので、現在の制度等のご確認をお願いいたします。



情報の共有について

「食品安全モニターの皆様へ」(HP上)



こちらをクリック!

食品安全モニターからの報告

をクリックしてください。

**ここから「随時報告書式」
をダウンロードできます。**

***課題報告(アンケート用紙)も、
今後こちらに掲載の予定です。**

食品安全モニター

食品安全モニター

▶ 食品安全モニターの皆様へ

- ・随時報告書様式等
- ・食品安全モニター会議 配布資料

▶ 食品安全モニターからの報告 -NEW-

- ・アンケート調査報告
- ・食品安全モニターからの報告

▶ 平成26年度食品安全モニターの募集について



モニター同士の情報交換や事務局、自治体からの情報提供に活用するための「メールボックス」を運用しています。

＜「メールボックスの仕組み＞

- ① 下記のアドレスへモニターの皆さん、自治体の皆さんから、モニター同士で共有したい情報をメール送信
- ② 事務局を経由して参加メンバーにBCC送付を行う形式で情報共有を行うもの

○ 「メールボックス」のアドレス：i_26moni_renraku@cao.go.jp

＜＜「メールボックス」の活用例＞＞

- ・ 自治体で実施される意見交換会、学習会等の開催情報の提供
- ・ メールボックスを活用したモニター同士の情報交換

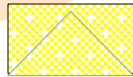
＜＜「メールボックス」活用のルール＞＞

- ① 食品安全に関する情報をお願いします。
- ② 特定の企業の収益につながるもの（広告・勧誘等）は避けてください。

メールマガジンのご登録はお済みですか？

モニターの皆さんには、メールマガジンの登録をお願いしています。食品安全委員会の活動や委員会からのお知らせ、意見交換会等についてはメールマガジンでご案内しますので、まだの方はぜひご登録をお願いします。

メールマガジン 食品安全e-マガジン



食品の安全性に関する情報を
3つの種類のメールでお届けしています。

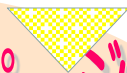
	主な配信内容	配信日
ウィークリー版	○食品安全委員会の開催結果や開催案内 ○リスクコミュニケーション(意見交換会などの開催案内)	毎週水曜日(原則)
読み物版	○実生活に役立つ情報 ○安全性の解説 ○食品の安全性に関するQ&A ○委員の随想	月の中旬と下旬
新着情報	【ホームページ掲載情報】 ○各種専門調査会などの開催情報 ○パブリックコメントの募集	ホームページ掲載当日 (19時)

このほか、国民の皆様に対し、その活動や委員会からのお知らせについて、ホームページ、Facebook、季刊誌「食品安全」でもお知らせをしています。



内閣府

食品安全委員会ホームページ



食品安全委員会や意見交換会等の資料や概要、食中毒等特定のトピックに関する科学的知見等を随時掲載しています。

特に国民の関心が高いと考えられる事案については、「重要なお知らせ」又は「お知らせ」を活用して情報提供を行っています。

公式

Facebookページ



食品の安全性に関する身近な情報をお伝えするために、Facebookページによる情報の配信を行っています。



食品安全委員会
Food Safety Commission



最 後 に

活動に当たっての遵守事項

1 モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、ご注意願います。

- ① モニター活動は、公正中立な立場で行ってください。
- ② モニターという立場を利用して、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けてはいけません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。



販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく閲覧は除く)の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動はとらないよう、お願いいたします。

2 1の各事項に反する活動などにより、食品関連業者、行政機関等に損害を与えたり問題が発生した場合には、モニター個人の責任において対応してください。

モニターの皆様には、専門知識や
これまでのご経験を生かしていただく
ことはもちろん、
一般消費者としての立場からも、
「国民の声」をあげていただくとともに、
食品安全委員会と地域の橋渡し役と
なっていただくことを期待しております。